

## 第9回 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会 議事録

1 日時 令和5年12月18日（月）15：00～17：00

2 場所 8号館8階府議室

3 出席者

（構成員）岸座長、佐々木座長代理、相原委員、小幡委員、久間委員、  
瀧澤委員、永井委員、永田委員、山西委員

（内閣府）大塚内閣府審議官、笹川大臣官房総合政策推進室室長、  
原大臣官房総合政策推進室副室長、  
泉大臣官房総合政策推進室参事官

（日本学術会議）光石会長、磯副会長、日比谷副会長、吉田第一部部長、  
神田第二部部長、大久保第一部副部長、相川事務局長

（オブザーバー）内閣府科学技術・イノベーション推進事務局武田参事官、  
文部科学省研究振興局振興企画課名子学術企画室長

4 議事録

○岸座長 定刻になりましたので、第9回「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」を開会いたします。委員の皆さんにおかれましては、お忙しいところ本日もありがとうございます。

本日の資料につきましては、終了後、内閣府のホームページにおいて公開する予定です。また、議事録については、発言者名を明記した詳細な形で作成し、各委員の先生方の御確認を経た後に、速やかに公開する予定です。

それでは、議事進行につきましては佐々木座長代理にお願いいたします。

○佐々木座長代理 座長代理の佐々木でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、本日の委員の出席状況について御報告いたします。相原委員、小幡委員、永井委員におかれましては、オンラインにて御参加いただいております。また、永井委員におかれましては、用務のため、懇談会途中で中座の御予定となっ

ております。永田委員におかれましては、用務のため、途中からオンラインにて御参加の予定となっております。

オンラインにて御参加いただいている委員におかれましては、御発言の際は、Webexの挙手機能により挙手をお願いいたします。

日本学術会議から、光石会長、質疑対応いただける先生方及び日本学術会議事務局にも御出席をいただいております。

加えて、オブザーバーとして、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、文部科学省研究振興局振興企画課にも御出席をいただいております。

議題に入る前に、座長から冒頭御発言をお願いできればと思います。座長、よろしくをお願いいたします。

○岸座長 これまで学術会議に求められる機能について随分議論してきました。私個人としては、この懇談会としても、学術会議を国の機関のままとするか、法人化するか、そろそろ方向性を出していかなければならないと考えております。まず、学術会議には国の機関でなければならない理由、法人になるとできなくなることなどの説明をお願いしております。

また、本日は、学術会議から「これまでの論点整理」に対する見解も提出されたということです。前回の論点整理に対する御意見ということですので、まずは国の機関でなければならない理由と、この資料についての御説明を伺った上で、委員の皆さんの御議論をいただきたいと思います。

本日も活発な御意見を期待しております。よろしくをお願いいたします。

○佐々木座長代理 それでは、早速議題に入りたいと思います。

前回、座長から、学術会議の国の機関でなければならない理由について、学術会議より御説明いただくようお願いしたところでございます。また、学術会議から、前回の資料である「これまでの論点整理」に関して資料の提出もございました。あわせて御説明をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○光石会長 それでは、順番は逆になりますが、「これまでの論点整理」に対する見解から先に説明をしたいと思います。

資料1について、冒頭に書いておりますように、これまでこの有識者懇談会では、各委員から示唆に富む多くの意見をいただき、それらを今後の日本学術会議の運営に活かしたいと考えているところであり、皆様にはお礼を申し上げます。

しかし、法人化のメリットについてはいろいろと議論されているわけですが、デメリットについての検討がなされないまま、結論ありきの内容になっていることを危惧しております。

個別につきましては、別紙に細かく書き込んでおりますが、根拠に乏しく事

実誤認または認識の違いがある事項、事実の記述が一面的で記述が不十分な事項、記述相互に矛盾がある事項、書きぶりやエディトリアルな点に問題がある事項、日本学術会議側が提起した論点が検討されていない、または学術会議と考えが異なる事項等があり、別紙のエクセルの表では、右側の①から⑤に丸を付しております。このエクセルの表のように非常にたくさんありますが、大まかな点について申し上げたいと思います。

まず1ですが、これは前回も申し上げましたが、今日の資料3になっているものに対してです。この文章の中で、日本学術会議の中では科学という言葉は学術とほぼ同じ意味で使われています。しかし、資料3の中間報告では、科学が学術の意味で使われていたり、科学・技術、Science and Technologyの意味で使われていたり、あるいはTechnologyの意味で使われたりと統一されていません。

これも前回申し上げましたが、例えば、科学的助言というのは、Science and Technologyに基づいた助言ではなく、人文・社会科学、生命科学、あるいは理学・工学の全ての分野の学術に基づいた助言であると思いますが、そのような記述にはなっていません。

国民の役に立つということが言われていますが、学術の中には文学ですとか理学のように人の心を豊かにしたり、夢を与えたりする学術分野がありますが、そのことが軽視されているのではないかということで、文章の修正をお願いします。

例えば、科学という言葉の使い方ですが、何か統一されているのであれば、ここではそのように統一されているという書き方をすればよいかもしれませんが、この文章の中でかなり揺れが激しいので、外に出したときにちょっと恥ずかしいのではないかということで、修正していただきたいと思います。

具体的には、例えば、1ページの最初の(A)のところで「科学や学術は」と書いてありますが、科学はほとんど学術会議では学術と同じ意味に使われていますので、「科学や学術は」というように書くと、同じことを2回言っている形になると思います。

2番目は、ナショナル・アカデミーが満たすべき5要件について、「より良い役割発揮」ですとか、先日の声明に具体的に提示しているところですが、例えば、5要件の1つである「活動面での政府からの独立」については、現在保証されている「活動面での政府からの独立」の中にさらに規則制定権の重要性について書いてありますが、そういった言及が全くないという点があります。

財政基盤強化については、多くの委員に指摘していただいているところですが、経費は国庫の負担とするという現行の学術会議法の規定からすれば、大幅に後退した記述内容になっています。そういう意味で、現在認められている5

要件について、示されている案は、かなり後退したものになっているということを描きたいと思ひます。

3番目は、法人化しないと困難と明記されている事項は、外国人会員、財政基盤の多様化、立法府への提言のみであり、メディアとの連携等については、国の機関では行いにくいと述べるにとどまっています。

外国人会員については、これまでもここで何回も議論がありました。ダイバーシティ確保のためにその必要性が強調されていますが、ダイバーシティにはジェンダーですとか地域、年齢等、様々な観点が含まれています。今の日本学術会議の会員構成は他の機関と比較して、決してダイバーシティが低い状態とは言えないと思ひます。現在でも外国人が議論に参加しているということについて、これまでも小委員会に実際に外国人が入っており、議論をしている実態が既にあるということです。それから、たとえ法人化しない場合でも、立法措置により外国人会員が可能になるということをも日本学術会議が指摘した事実については記載・考慮がされていないことを挙げたいと思ひます。

財政基盤の多様性については、例えば、かつての国立大学のときにも、国立学校特別会計法のような特別会計に基づく規定を置くことにより、外部からの対価の受け取りが可能になることは既に指摘したとおりです。ただ、申し上げたいのは、中立性担保の観点から、安易に対価を受け取ることは適切でないということです。海外調査結果についても、主要国のアカデミーが対価を受け取っていないか、極めて厳格な要件を設けております。これについては後で日比谷から説明をしたいと思ひます。

資料3では、中立性確保の担保が非常に重要であるという、その重要性について真摯に検討されていないのではないかとということです。そういうことからすると、日本学術会議の公益性から考えて、経費を政府の負担とする現行法の仕組みは、その趣旨を徹底したものであり、合理性があります。ただ、国存置のままであっても外部資金を獲得できるようにするという、できる規定をつくることを妨げるものではありませんということは、併せて申し上げたいと思ひます。

立法府への助言機能については、この資料では、何らかの仕組みが担保されているわけではなく、むしろ難しいのではないかとことを言われております。すなわち、法人化したからといって立法府への助言機能がそのまま付与されるわけではないということです。国の機関についても、国会への意見を具申するような規定を置く例はありますので、法人化しなければ実現できないものではないと思ひます。

メディアとの関係については、これも前回は申し上げましたが、中立性担保の観点から、特定のメディアとのみ関係を深めるのはむしろ不適切であると考

えており、また、今、政府の機関としてありますが、特に何か広報活動において妨げがあるというようにはなっていないので、法人化しなければメディアとの連携ができないというような記述は不適切であると思います。

現行法であっても、日本学術会議は5要件を満たすものとなっており、それが国の機関であることは不適切であると結論づけている点は、とても容認できるものではありません。

日本学術会議は3年ごとに半数の会員を入れ替えており、新陳代謝を図っています。いろいろなことに、例えば、真剣味が無いということが書かれています。多くの会員が学術と社会貢献への強い熱意に支えられて数多くの意思の表出を行ってきていることは認めていただきたいと思いますが、そういったことが書かれていません。あたかも真剣味が無いような書き方になっています。

その時々、政治的判断から独立して、真に学術的な観点から踏み込んだ勧告を行うこともあり、これは政府に十分な重みを持って受け止められている仕組みです。不幸なことがなければ、内閣総理大臣が会員を任命するという現行法の姿は、日本学術会議の自律性と国民の総意に基づく組織という2つの要請を適切に体现していると考えられます。

国の組織でなくなることから生じる具体的な制度上のデメリットは、これまで議論の中ではほとんどされていないと思います。資料3では、会員の人数ですとか任期、定年、組織の根拠に関わる事項について大きな変更可能性を強く示唆されておりますが、相互に矛盾する事項を列挙するにとどまっており、また、財政基盤の強化等を含め、法人化後に想定される組織形態が詳細に示されていないために、デメリットの議論が行われておらず、それが示されていません。そういうことを含めて、代替案の比較検討すら行わないまま法人化を是とすることは、科学に基づく政策決定に相反すると申し上げたいと思います。

短期的に行政コストがかかる改革であっても、真に必要な改革であれば取り組むべきと考えておりますが、逆に言えば、必要性、有効性、効率性に欠ける改革は行うべきではないということで、法人化の具体的な制度設計について全く議論しないまま法人化を決定すると、今よりも悪い制度になることも懸念されます。法人化を行うべきであるというのであれば、法人化後に想定される組織形態の詳細を具体的に示すべきではないでしょうか。

そういう意味で、日本学術会議の在り方について、多分野の専門家の知見を活かして科学に基づく検討・協議を慎重に進めていただきたいと思います。例えば、この懇談会でも、実際に誰が発言してはいけないなど、そういうことを言われつつ協議するのではなく、例えば、日本学術会議の多分野の専門家の英知を結集して、学術会議がどのようにあるべきかということや、それを皆で議論するのがよいのではないかと、これを最後に申し上げたいと思います。

国の機関でないといけない具体的な理由について、あらゆる法人化案に反対とは申し上げておらず、また、12月9日の臨時総会でまとめた声明にもありますように、自主的な改革に必要な方策を十分協議した上で作成されたものとは、現行の案は言えないと思います。

デメリットとしては、この声明にもありますように、組織運営に関する法定事項を必要最低限とし、評価制度等を含め、柔軟で自律的な組織運営を保証するという規則制定権について議論がされず、また明記されていないこと。それから、会員選考並びに会長選出に関して、かなり具体的な制度設計の方向性が記載されていますが、会員選考の自律性・独立性に懸念があるということ。勧告について実質的な機能が減ぜられないとの法制面を含めた裏づけがなく、機能低下の懸念が残るということ。財政措置については、先ほども説明しましたように、現行よりもかなり後退した記述となっており、安定的な財政基盤が確保されない懸念を払拭できないこと。法人化するメリット、デメリットと組織変更にかかる行政コストを冷静に比較して、有効かつ効率的な手段を検討したとは言えないことという点を挙げたいと思います。

このことから、報告書案に、国の組織でなくなることから生じるデメリットはこれまでの議論で確認されていないというように書かれるのは大変違和感を覚えます。また、メリットだけに目を向けて、デメリットについて少しも検討していない結論ありきの議論と捉えられてしまうのではないかと申し上げたいと思います。

ただし、何度も申し上げていますが、「より良い役割発揮」以来、求められる機能・役割をより良く果たすために、高い行政コストを払っても、本当に必要な変更であれば全く反対するものではないと申し上げておきたいと思います。

デメリットについての比較検討なしに報告書で法人化が適当という結論を出すことが、果たしてこの有識者懇談会でちゃんと議論されたのでしょうかということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

外国の状況について。

○日比谷副会長 2ページ目の中ほどに日本学術会議の海外状況調査結果というのが出てきていますけれども、このような議論が続き、財政基盤の多様化が必要であるという御指摘をたびたびいただいておりますので、G7の日本を除く6か国のアカデミーにメールでこの1週間ぐらいの間で照会をいたしました。尋ねたことは、民間セクター・非政府組織から委託されてプロジェクトを遂行した場合に対価を受け取っているか、です。

まず、ヨーロッパ、英独仏伊の4か国ですが、いずれも民間セクターからの対価の受け取りはないという回答です。この情報は、こういう会議があつて、そこ

で公開して構わないという許可も取っております。なし、なし、なしという答えが来たのですけれども、特にドイツからは、民間から対価を受け取るということは、アカデミーの独立性と組織的自律性の基本原則に反するという文もついていました。

一方、北米、米加でございますが、カナダはイベントのスポンサーを募るとか、ケース・バイ・ケースで対応するというふうに答えてきました。それから、米国はちょっと状況が違いまして、民間企業からの委託でプロジェクトを遂行する場合、産業界からの費用負担が全体の半分以下でなければならないという長年の方針があると。なので、半分まではもちろん受け取れるわけですが、でも、どんどん引き受けて、どんどん収入を上げる、それが60%になり、80%になりということはございません。もう一つ、資金源に関係なく、全ての資金が研究の客観性スコープ、またそれに関わっている会員に影響を与えることのないように、受け入れる場合、この半分までというのも非常に厳しい条件つきで受け入れることとなっているという回答がございました。

以上です。

○佐々木座長代理 ありがとうございます。

それでは、確認ですけれども、国の機関でなければならないという理由についても御説明をいただいたという理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、まずは、ただいまの御説明を踏まえて、質疑、意見交換の時間といたしたいと思います。御質問や御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

山西委員、お願いいたします

○山西委員 ご説明ありがとうございます。今ご説明いただいた資料1の2ページ目の3について意見がございます。3の中で、①外国人会員、②財政基盤の多様化、③立法府への提言、④メディアとの連携の4つに分かれて書かれていますが、③、④に書かれているのは、法人化しなければ実現できないものではなく、法人化、国存置のどちらの場合でもできますということを言われているのだと思います。ですから、③と④は国でないといけないという理由ではないと理解しています。

次に①について、「外国人会員については、ダイバーシティ確保のためにその必要性が強調されているが、ダイバーシティには、ジェンダー、地域、年齢等、さまざまな観点が含まれる。」と書かれています。外国人会員が可能になっていない現状では、ダイバーシティの4つの観点のうちの1つであるグローバルが抜けているということになるわけですね。ですから、「他の機関と比較してダイバーシティが低いとはいいがたい」というのは、どこと比較されたか分かりませんが、これはそうとは言えないのではないのでしょうか。これはダイバーシテ

ィが明らかに低いというふうに理解するのが少なくとも妥当ではないかと思えますけれども、いかがでしょうかということです。

それと、②は私も前からお話ししているのですけれども、決して財政基盤を多様化することが目的ではないと思います。まずは産業界ではなくてもいいのですが、各界と今後いかにより強い連携をとっていくかが重要であり、その結果として財政基盤が多様化すればよりよいのであって、基本的にはそういう考え方を持つべきです。このため、少なくとも財政基盤を多様化する規定を作るということは決して重要ではないと思います。前から申し上げており、我々産業界としてもぜひ学会と一緒に関わり、前向きに進めていきたいと思いますという思いがあり、それを実現したいということをお願いしているのです。

少なくともこの回答だと、前向きな成長志向という姿勢が何となく感じられないと思います。もう少しレベルの高いよりよい学会を目指してぜひ一緒に進めていきたいと思っておりますが、少し残念な回答です。

以上です。

○佐々木座長代理 光石会長、お願いいたします。

○光石会長 ありがとうございます。まず、資料1の2ページの外国人会員、財政基盤、立法府への提言、メディア等のところですが、これは岸座長から言われている宿題の国の機関でないといけない具体的な理由というところの回答として書いたつもりではありません。その意味では、法人化した際のデメリットがほとんど議論されていなく、現行法で認められていることについて、(法人化では)デメリットが当然あるわけですし、それとの比較において、国の機関である現在の形にメリットがあるということを言いたいのです。よろしいでしょうか。

○山西委員 前回、岸座長から、今回の懇談会で法人化のデメリットについて説明するようと言われたのではなかったのでしょうか。違いましたか。それでは、法人化のデメリットが記載されていないということになるのでしょうか。

○光石会長 この紙は資料3についての意見ということです。国(存置)の現在の形のメリットについては、法人化した場合のデメリットがあると思いますが、そのことについて議論されていないので、それと比較すれば、国(存置)の現在の形はメリットがあるということです。

○佐々木座長代理 山西委員、お願いいたします。

○山西委員 ということは、法人化のデメリットについて議論をするための資料は、今日をご用意されていないという理解でよろしいのでしょうか。

○光石会長 それは先ほども申し上げましたように、組織運営に関する法定事項を最小限として、自律的な規則制定権をしっかりと担保するというようなことが明記されていないとか、会員選考と会長選出について、自律性・独立に懸念が

あります。そこはいろいろと幅があるところと思いますが、これまでも申し上げているとおり、自律性・独立性が低くなるのではないかという懸念があること。勧告についても、その機能が明記されていないので、そういったものが低くなる可能性は十分にあるといったようなことです。財政基盤についても、今では公益性から国が保証すべきということが記されているわけですが、それが必要であれば補填しますというような書き方にトーンダウンしていることです。そのようなことがありますので、ある意味ではデメリットがあるわけで、そうすると現行のほうがメリットがあるということを言いたいと思います。

○山西委員 今言われたようなことは、今後、実際の組織体制を作っていく上で修正をかけていけるような話だと私は思いますので、大したデメリットではないという認識です。

○光石会長 そこはやはり会長としては背負っているものがありますので、お金を目の前に積んでいただければ別ですが、そうでなければなかなか信用できないと思います。

○日比谷副会長 山西委員から御質問のあった外国人会員の件ですが、私どもは頭から外国人会員は要らないと否定しているわけではもちろんございません。それから、現在は公務員ですから、ほかの方法は縷々説明をしたところですが、国のままだと外国人を正規の会員として迎え入れられないということもおっしゃるとおりです。

私はたまたま外国籍の教員が40%近い大学の学長をしておりましてので、グローバルという視点がダイバーシティの非常に重要な柱であるということは山西委員と全く同じ考えで、ここに並んでいるものと合わせてその柱があるべきだということは完全に賛同いたします。

今日、後ほど多分御説明があると思いますが、学術会議の会員の定員数であるとか、任期であるとか、それについても検討するという文言が入っていたと思いますが、今の210人のままで外国人会員を何人入れるのかと。例えば何%というようなことをどこで決めるのが適切であるかということは、それだけでなく210人では全ての分野をカバーし切れないという議論をしているところから、ほかに安全保障の問題とかも出てきていますけれども、もしそういう方向に行くということであれば、まずはその全体の枠組みを考えた上で、その中でどのぐらいが適切かというふうに議論を進めるべきであって、今の状況のまま外国人会員を何人入れるのかというのは、私は順番が違うのではないかなと思っております。

以上です。

○佐々木座長代理 オンラインで御参加の永井委員、お願いいたします。

○永井委員 光石先生、ありがとうございます。最初に先生が資料1の1で示

された科学と学術の関係はなかなか悩ましく、科学と学術が本当にイコールなのかどうか。ほぼ同じ意味と書かれているので、そういうことも踏まえて、今日の資料3、中間報告でも、科学とか学術を「・」でつないで微妙に使い分けています。しかし、決して今回のまとめが、科学的助言が技術を念頭に置いているわけではないのです。資料3の1ページの最初を見ていただければ、「科学や学術は、究極的には人類一人一人と人類社会に資するべきということ、新しい知識の獲得を通じて人間の知的探究心を深化させる。また、学術・科学の成果を文化として定着させるとあります」。これは非常に重要なことで、別に科学技術に偏ったわけではないということを御理解いただきたいと思います。

学術会議からの書類も、科学的助言というのであれば、それでは学術的助言でよいと思いますし、タイトルの「科学」に基づくというのは、これは「学術」に基づくのか、結構混同しています。ですから、ここは当面並列して書いておいたほうが無難ではないかと思います。私もいろいろな科学者に聞きましたけれども、学術と科学というのは必ずしもイコールではないという方がほとんどでした。

以上です。

○佐々木座長代理 ありがとうございます。

光石会長、お願いします。

○光石会長 永井先生、どうもありがとうございます。今日の書類では、科学はニアリーイコール学術であるという理解の下に記述をしています。そういう意味でタイトルに「科学」に基づくということは、「学術」に基づく「協議」を求めるという意味で書いています。

先生が言われるように、その理解、解釈はなかなか難しいので、一方的にどちらということではないのですが、資料3の書類を見るといろいろとふらつき（ゆらぎ）があるので、それは統一したほうが、これを後の人が読んだときによろしいのではないのでしょうかということをお願いしたのです。

○永井委員 ふらついていないと思います。科学とか学術の成果をどう利用するかというところで多様性があるのですね。科学のため、Science for Scienceもあるし、Science for Societyもあると。そういう意味でいろいろな立場が出口のところではあると思いますけれども、科学や学術の基本理念というのは、1ページ目の最初にしっかり述べてあります。これを基にして考えるべきだと思います。

○佐々木座長代理 ほかに御意見等いかがでしょう。

久間委員、お願いいたします。

○久間委員 光石会長、どうもありがとうございました。法人化が良いのか、国の組織のままが良いのか、外国人会員、財政基盤、立法府との関係、会員選考な

どいろいろな角度から議論があり、光石会長から、国の組織でも充分にできるという意見が出されました。本懇談会では、どちらの方が活動しやすいかについて議論してきましたが、自律性や独立性を確保した上での法人化の方が圧倒的にやりやすいという意見で一致していると思います。国の組織のままの方が良いという意見は会長の話には見当たりませんが、いかがでしょうか。

○光石会長 それは詳細設計を示していないがために、これまで出てきていないというように大きくは言えるのではないかと考えています。ということで、それが示されていないがために、例えば法定事項が多くなり、今ある権利を全て決めないといけないということになります。その辺りが全て書き切れるのかどうなのかですとか、規則制定権については全く書かれていないということです。会員選考と会長選出についても、これの制度設計は現在学術会議が自律的・独立的、自主的にできるというようなことがあります。そこもかなり規制がかかってきそうであるということ。それから、何回も繰り返しになりますが、機能について、例えば、勧告について、それがなくなるのではないかと懸念です。財政措置についても、担保されるということは明記されていないというようなことも含めると、法人化ではなくて国存置のほうがメリットがあると言わざるを得ないということです。

ただ、申し上げておきたいのは、完全に法人化を否定するのではなく、この（懇談会の）立てつけもそうかもしれませんが、それも俎上にのせた上で、例えば、日本学術会議の多分野の専門家の総合的な知見を生かした議論をしてはどうでしょうかということをお願いしているのです。

いろいろなところで、例えば、何となく外国人を入れるのを私が嫌っているように見えるかもしれませんが、私は国際会議も非常によく行っていますし、国際的活動をするのはむしろ好きなほうであります。外国人と議論しているといろいろな刺激も受けるので、決して外国人の意見を取り入れるのが嫌だと言っているわけでは全くありません。説明していると後ろ向きというように受け取られるかもしれませんが、前回のアクションプランでも示しましたように、自主的に大きく変えたいと考えていますので、そのことと今議論している法人化が本当に最適な解かどうかということの議論とは別物と考えていただければと思います。

○久間委員 国の組織として残ったとしても、毎年10億円の予算が保証されているわけではないと思います。

○佐々木座長代理 光石会長、お願いします。

○光石会長 それはもちろん保証されているわけではないですが、しかし、外に出たからといって、それを倍増とか3倍に増やしていただけますかというのと、それも保証されていないと思います。

○久間委員 この懇談会では、法人化の場合は10億円以上支援すべきと言ってきました。

○光石会長 はい。それは大変ありがたく思っております。その認識は皆さん共通（認識）であるということが分かって、よかったと思っております。

○佐々木座長代理 ほかに御意見はいかがでしょうか。

瀧澤委員、お願いいたします。

○瀧澤委員 どうもいろいろと御説明いただきましてありがとうございました。また、海外のアカデミーにも問い合わせさせていただいたということで、非常にありがたく思っております。ただし、この議論は1か月前にしたかったというのが正直な感想です。再三、デメリットについてきちんと議論して穴を埋めておく必要があるというふうに申し上げたと思っておりますけれども、それに応じていただかず、ずっと回答がないまま今日に至ってしまったということ、非常に残念に思っております。

先ほど山西委員がおっしゃったように、詳細なところは今後も、これも私は毎回申し上げておりますけれども、学会の皆さんを交えて詰めていくという話ですので、規則制定権ですか、法律用語で私もよく分からないのですけれども、内部規律などに関して独自の権限で規則を制定できる権限ということですかね。そういったことも、具体的にどうしたらいいのかというのをすり合わせて、議論を詰めていくべきことであると思っております。

これまでメディアとの関係ということでもいろいろ出ていました。それに関係することでパブリックコミュニケーションですね。細かい話になるのでこれまで申し上げなかったのですけれども、実はホームページの作り一つにしても、国の存置、内閣府の一部局ということであると、非常に制限がかかるということは、実は外部評価委員会の席で御説明を受けたことがあります。例えばフォントの種類ですとか、色の使い方ですとか、体裁ですとか、そういった細かいことにいろいろ規定があると。国存置のままであるがゆえに、やりたいことができないということはあると思うのです。これから活動を拡大していく上で思う存分役割を發揮していただき、それを政府や国民に理解されることでさらに資金を獲得して、専門的な人材も入れて、さらに充実した活動をしていただければいいのではないかと、そういった方向性で前向きにぜひこの話に乗っていただくことが、恐らく未来から見て、いい決断だったというふうになるのではないかと思っております。

以上です。

○佐々木座長代理 光石会長、いかがですか。

○光石会長 ありがとうございます。ホームページも大分昔に比べればよくなっているのではないかと思っておりますが、もっと改善したほうが良いかもし

れません。それにつけても、やはりそれなりのマンパワーも必要と思っています。

フォント等については、それこそ規則を変えればできるのではないかと思います。

○瀧澤委員　しかし、国のままではできないというお答えでしたよ。

○光石会長　それも国の規則を変えればよろしいのではないのでしょうか。

○佐々木座長代理　ほかに御意見や御質問でも結構ですけれども、ございますでしょうか。

小幡委員、お願いいたします。

○小幡委員　ありがとうございます。今の瀧澤委員とのやり取りでも感じたのですが、今御説明いただいたのは、もちろん会長のお立場もあるとは思いますが、国でいるとできないことについて、かなり無理筋のことを言われているように思いました。例えば外国人の公務員の話ですが、立法措置をすれば可能であるということですが、確かに理論的にはそういう立法をすれば可能になるということで、非常にこれはハードルが高いと思いますし、それから、資金についても多様性というところで、特別会計でできるのではないかというお話もございますが、これも本当にそういうことが認められるかという非常に難しいと思いますので、多少おっしゃっていることが、国でいても無理をすればというか、理論的にはできないこともないというお話かと思います。つまり、法人化すればもっと自然にできることが、国にいても何とかすればできるかもしれないという、そういうレベルの話をなさっているような感じを受けています。

おそらくおっしゃりたいのは、法人化した場合にどのようなになるのかという具体的な設計がまだ見えないから不安であるということに尽きるのではないかと思います。その具体的な制度設計、例えば規則制定権についても、どこまで法律に定めるのがよいかとか、それから、外部資金についても、中立性を担保するためにと先ほど、外国の制度を御紹介いただきましたが、確かに学術会議として、中立性を担保する形で外部資金を受けるようなルールを当然つくられることになると思います。法人化に向けてと考えるときには、まさにそういうことを学術会議と一緒に詰めていくことになるのではないかと思います。そのときに学術会議のほうが何も言えないというような話ではないということは、この会議でも既にいろいろ出ていたと思いますので、ぜひ建設的に、前向きに議論していくことを考えていただいたほうがよいのではないかという感想を抱きました。

以上でございます。

○佐々木座長代理　ありがとうございます。

光石会長、お願いします。

○光石会長 ありがとうございます。ぜひとも先生のような法律の専門家を入れて議論をしていきたいと思っております。そのことを今日の資料1の最後の3行のところに書いております。いろいろな分野の専門家の知見を活かした科学に基づく検討・協議を慎重に、一緒に進めていくことを望むということを書いています。

○佐々木座長代理 瀧澤委員、お願いいたします。

○瀧澤委員 どうもありがとうございます。従来も学術会議が科学的助言をしてきた活動を認識してほしいというところがどこかにありましたよね。確かにそうだと思うのです。私もホームページなどを拝見して、いろいろな提言などを見ていまして、一定の役割を果たしてきたなというのは確かに感じます。ただ、やはり十分ではないということも同時に感じるところです。

例えばコロナに関してですけれども、コロナによって社会のいろいろなところで起きた様々な現象を各分野の先生方が記述して、シンポジウムなどを行っているわけですが、これは言ってみれば、コロナという新しいレンズを通して現代社会を理解したと、そういった学術研究のなかにとどまっているわけです。しかし、政府がコロナ対策を行うために、どのようにしたらその科学的助言が実効性を上げられるかというような考察とか、新しい方法論の提案とか、そういったものはないわけですね。ですから、学術会議が科学的助言を機能の一つに挙げるのであれば、これは不十分だと思います。

従来の学術会議の科学的助言に対する声を行政の方々、複数の方に聞いてみましたけれども、政策に使えるときに使えるものは使っていたという人もいましたけれども、以前にも紹介しましたが、関係部局への連絡もなく出しっ放しであるとか、政策に使えるものはほとんどないですとか、個別の先生方の研究結果をホチキス留めしているだけだという感想もありました。一定の努力はされていますし、会員の先生方はボランティアでやられていることでもあるので、そのことは十分理解しますし、敬意を表したいと思うのですけれども、組織全体の科学的助言としては、もう一段の大きな進化が必要だと思うのです。

今、ISCなどを筆頭に、国際的な議論の場では、科学的助言の実効性をどうやって上げたらいいかという議論が熱心にされていると聞いています。科学と政治と社会のインターフェースの枠組みをどうつくったらいいか。そういったところでやはり一番重要になってくるのはコミュニケーションなのですね。政策や社会との合意形成とか、信頼関係をつくること、それから納得感を醸成すること、そういったことを目的にしなければならないので、コミュニケーションを大切にしないてはならない。先日の総会の場で、アクションプランのなかで、コミュニケーションが一番重要ではないですかとおっしゃった先生がいたかと思うのですけれども、たしかに方法論の中では一番重要だと私も思いま

す。目的はほかにいろいろあると思いますけれども、それを貫く方法論として、やはりコミュニケーションというのはすごく重要だと思います。

メディアとの関係なのですけれども、今80代ぐらいの科学ジャーナリストに聞いたことがあります。かつては学術会議の中に記者会があって、各社が記者を常駐させていたと。ところが、次第に助言が政策に影響を与えなくなってくると、記事にしようと思っても記事にできない。そうすると記者を常駐させる動機がメディア側にはなくなってきた、次第にメディアとの関係も薄くなって、ごく一部を除いて疎遠になっていったと、そういう分析です。ですので、やはりメディアとの関係を考える上でも、助言の実効性を上げることが非常に重要です。

さきほどの話に戻りますけれども、科学的助言の実効性を上げるにはコミュニケーションが非常に重要な役割を果たすわけですので、決して各先生方の研究をホチキス留めにして出せばいいというものではなくて、それに一段、助言として磨き上げるための戦略なり、組織全体としてのサポートなり、そういったことが重要になってくると思います。そういった役割を、ぜひ法人化して、自由にやっていただいて、社会から認められ、これだったらもっと支援してあげないといけない、人材ももっと厚くしてあげなきゃいけないというふうになって、どんどん物事が好循環になっていくのだらうと思っています。ぜひそういう前向きなマインドセットでやっていただきたいと思っています。

以上です。

○佐々木座長代理 オンラインで手を挙げていらっしゃる永田先生にお願いしたいと思います。

○永田委員 すみません。ちょっと遅く入ったので、もう一回資料を見ていたりしました。発言が遅くなって申し訳ありません。

議論をいろいろ聞かせていただきました。学術会議からたくさんコメントがそれぞれの項目についてきていて、それも読ませていただきました。基本的に大体は、先ほど小幡さんがおっしゃったのでしょうか。実際に効率のよい学術会議になるためにどうしたらいいかとして、最初の段階で決めなくてもいいようなこと、法律をつくる段階で決めていけばいいことが多いと思います。かなり学術会議の思うとおりにつくれるのではないかというか、つくらないといけないかなというふうに認識しています。

しかし、どうしても僕が分からないのは、公的な資格の付与というのは、ちょっと言い方を変えると、公務員であることに近いのですが、なぜかということです。公的な資格の付与というのは、学術会議のこれまでの業績と志とこれからおやりになる計画に社会や国民が賛同して、無言のうちに与えられていくものであろうと思っています。学術会議のおっしゃる公的資格の付与というのは

究極、大臣任命であることと読み取れます。これはどうしてそうなっているのか僕は分かりません。行政機関であれば、いろいろな自由には縛りがかかってくるはずで、独立性と自由を何とかしたいと言われても、行政機関は行政機関として、やはり覚悟しなければいけないことがあるのではないかと思います。

これまでどうだったか知りませんが、先生方がこれから学術会議を変えていくに当たって、そんな縛りのある行政機関として改革するのが本当にいいのか、また十分できるのかは極めて疑問です。やはりそこは最も学術会議が有効に機能するべく、行政機関から離れて、つまり政府とは直接関係ない、直接制御されない組織として、ぜひとも活動いただきたいと思うし、なぜそこで総理の任命がそんなに重要なのか、僕には分かりません。

お金については、有識者懇談会としては誰一人削れと言っている人はいなくて、十分に活動できるだけの資金を与えるようにという助言をずっとしてきているつもりです。有識者懇談会のまとめをこれからつくっていくと思いますけれども、我々としてはそういうスタンスは変えないと思うのです。僕らは政府の人間ではありませんから、僕らも一緒になって政府に今要望しているわけです。そのときにどうしても行政府のほうがいいと言われたときには、お金のことには関与できません。それは行政府が決めることですから、財務省と直接やっていただくしかないと思うのです。

お金があったらいいねというのと、お金をいかにして獲得するかは別のプロセスです。また、総理大臣任命がよくて、それが公的資格の付与に近づくシステムであるというのも、やはり分かりません。ぜひともいろいろなしがらみからフリーになって、この間から出していただいたいろいろな改革を、本当に多くの科学者と、それからできれば社会や国民と進めるのがよろしいのではないかと考えています。

以上です。

○佐々木座長代理 それでは、まだ御意見等おありだと思えますけれども、一旦ここで、お時間の関係もありますので。

光石会長、どうぞ。

○光石会長 永田先生、どうもありがとうございます。これまでは少なくとも日本学術会議は国の中にありながら独立性があったということで、それは今までの政府の度量があったわけですが、そうではなくなってきたということです。

今の押し付けの案ではなくて、日本学術会議の会員やそれ以外の人も含めたいろいろな英知を結集した案をつくるほうが良いのではないですかということも申し上げている次第です。それがまず永田先生への回答です。

瀧澤委員のコメントについては、果たすべき機能については全くおっしゃら

れるとおりでと思います。残念ながら前期はコロナの時期と任命問題の時期がちょうど重なってしまったがために、総会においてもずっと任命問題を議論しており、正直言って、コロナの問題について議論できなかったという、ある意味で残念な状況にあったと私は認識をしております。

個々の科学者、研究者の研究を束ねただけではいけないという発言がありました。それも確かにそうですが、ただ、個々の研究者の研究もどういうところにどういう知識が転がっているのかということは非常に重要であり、例えば、コロナのときも、どの知見を使えばよいのかということが分からなかったわけなので、どういうものを参考にすべきであるというような情報はかなり重要であると思います。

ただ、ホチキス留めしただけではもちろん駄目なので、例えば、前期の終わりに出した「未来の学術振興構想」では、個々に出てきたものからさらに一段上へ上がって、将来どうすべきかということをもとめて出していますので、そういう提言もあるということをつけ加えておきたいと思います。

○岸座長 少しだけお聞きしたいのですが、まずこの委員会に関して、4月に国の機関になるのに学術会議は拒否をし、さらなる対話を要求しました。その対話の場として設定されたのがこの懇談会であるという認識で、オブザーバーではあるのですが、第1回目のそれも冒頭に、会員はどなたでもお答えくださいと、と言ったつもりです。まず1つは、今日の文書の一番最後を読むと、どうもこの懇談会にも御不満だというように取れるのです。ここも産学官、一部、二部、三部、随分よく考えてつくってある委員会と僕は理解していたのですけれども、そこら辺、この懇談会からもう一つまた次の委員会をつくらないと前に進めないという御意見なのかどうか、お聞きしたいです。

それから2つ目は、今議論していて、よいアカデミーをつくりましょうということで、みな違いはないという気はいたしました。特に会長は、先ほど何があっても法人化に反対しているわけではないという前向きな御意見もあったということで、若干安心しているところもあるのですが、議論が足りないというのがそこかしこに出てきます。当初から、機能を論じて組織を提言し、その後細かいことを論じようということで、学術会議側も納得してもらって始まった気がしているのですが、その2点についてはいかがなのでしょうか。

○光石会長 ありがとうございます。ここの有識者懇談会で、果たすべき機能については随分と議論されて、それはかなり共通認識であると思います。ただ、それをどういうふうに組み立てるのかということについては、やはりそれなりの専門家ですとか、例えば、日本学術会議の歴史に詳しい人ですとか、海外の状況に詳しい人ですとか、そういった方がテーブルに着いて議論することが重要ではないかなと申し上げている次第です。

当初、誰が発言してもいいですよというように言われていたのかもしれませんが、私はそのときはいみませんでした、実態としてはかなり制限がかかっているというのが実情であります。

○佐々木座長代理 その点についてはいかがでしょうか。

○笹川室長 会員ならいいということではなくて、会員の意見は意見でよく聞いていただいて、ただし正規のメンバーは会長ですので、会長に代表していただくのが筋だろうと。もちろんお一人ではなかなかなので、こうしてサポートに副会長の方とか部長、この前は副部長の方もお話しされていましたが、そこは適宜と。ただ、210人来てばらばらに話されても困るので、そこは常識的にやっていただきたいということでございます。

○佐々木座長代理 それでは、まだまだ御意見等あると思いますけれども、お時間の関係もでございますので、次の議題に入りたいと思います。

引き続き、中間報告の案について、事務局より御説明をお願いいたします。

○笹川室長 ありがとうございます。前回、「中間整理」と言っていたものが「中間報告」になっています。それから、その後、法人化の方針についても説明させていただければと思います。

この中間報告ですけれども、前回、中間整理をお出しした後で、できれば中間報告にということで座長から御指示がありましたので、有識者の先生にも御覧いただきながら再整理したということで、大きく内容が変わっているわけでもございませんが、加筆した部分が主に2つありますので、そこをまず御説明して、その後、かなり学術会議の本日の資料1については先生方からも御意見が出ましたので、あまり申し上げることはないのですけれども、重ならない範囲で若干事務局の認識についても申し上げたいと思います。

まず本体についてです。もちろんさきほどの科学・学術とか、ところどころで少しずつ直していますけれども、大きくは6ページの一番下の②でございまして、学術会議を法人化する場合に、最初の会員の選考をどうするかということ。ここは学術会議の使命・目的が異なるものになる訳ですから、今の法律の下で選ばれた方がそのまま選んでいくのは適当ではなかろうということで、高い正統性を備えた移行のための特例的な方法を検討すべきだとしています。特例的というのはその1回限り、あとは通常のコ・オペレーションでやっていってもらえればいいということでございます。例えば特別の選考委員会を設けて、幅広い視野で選んでいくといったようなこともあるのではないかとことです。具体的にどう設計するかは、ほかと一緒にすけれども、学術会議の意見も聞きながら検討していくということで、特段御懸念はなかろうと思っています。

現在の学術会議の前文、目的、この辺りは古いとか何かいろいろ話がありましたけれども、結局、目的を整理していって、科学や学術は、究極的には人類一

人一人と人類社会、国民一人一人と我が国社会に資するものだということから出発して、学術会議は科学・学術の在り方自体を問うのだと。国民・社会、それから政府の生き方ですとか合理的判断に役立つような助言をするのだ。そういうことなので、そういった使命・目的をしっかり踏まえて活動していただきたい。逆に言うと、今ここがあまりうまくいっていないというのが懇談会の印象なのだと思います。

こういうふうに使命・目的を見直してくることと、もう一つ、例えば新しい法人になったときの会員が再任できるのか、あるいは今会員である方、昔会員だった方が新法人の会員になれるのか。そういったこともいろいろ考えていくと、今の会員だけが新法人の会員を選ぶというのは、必ずしも適切ではないのではないかということを書いているところがございます。詳細は今後検討というのは繰り返しません。

それから、12ページ、一番後ろのページの本当に最後の章、(2)のところですか。ここもある意味少し拡充しています。今日の懇談会の話とも少し重複するのですが、これまでの総会とか懇談会でのやり取りから考えるに、学術会議が法人化をちゅうちょする理由は、国の機関でもそこそこできるということと、法人化すると独立性や財政基盤が心配だということ、それから結構コストがかかるねということなのだろうと思います。

これまでの先生方の御意見に尽きますけれども、改めてちょっと書いてみました。まず(2)冒頭ですが、仮に学術会議を法人化する場合には、独立性・自律性が現在以上に確保され、国民から求められる機能が十分発揮されるような制度設計が行われるべきことは言うまでもない。懇談会からも政府に対して要請する。それから、法人化により学術会議に求められる機能が十分に高まるということであれば、それは短期的なコストは厭うべきではないと、当然のことを書いております。

この辺りは、逆に言うと、さっきから出ています声明の最後の部分とか、今日の資料の最後の部分とも共通ですけれども、引き続き、いろいろお話をしていくということですので、学術会議のスタンスにも十分応えるものかなと思っています。

例えば、外国人会員、何人入れればいいのかというお話も出ましたけれども、まさにこういったことがあるからこそ、定数なども併せて考えればいいのかということをお我々は提案しているわけですし、法人化によって科学的助言の機能を弱める考えが全くないというのは何度も繰り返し申し上げており、議事録を御確認いただければと思います。

簡単ですみませんが、以上が中間報告についてのコメント、御説明です。

それから、今日の論点整理について3つぐらい、簡単にコメントさせていた

だきますと、基本的なスタンスは先生方がおっしゃったとおりで、機能から議論をしてやっているのですよねということで、結局、法人化するとまずい理由はあまりないことが改めて分かったということだと思います。申し訳ないですけども、資料1の冒頭で、メリットだけ挙げてデメリットの検討をしていないとおっしゃっていますけれども、どちらかというところと学術会議がそうなのではないかというふうには私には見えるところがございます。国のままで心配ないようにしましょうね、何が心配ですかと申し上げて、いや、やってみたら悪くなるかもしれませんと、そういうことを言われても、では何もする気がないのかということになってしまうのではないかと思います。

この懇談会は、冒頭に山西先生がおっしゃっていたとおり、そこそこでいいというのではなくて、もっと高いレベルを一緒に目指していこうということを言っています。

改革案のプランの詳細というのは、当たり前ですけども、基本的な方針を決めて、そこからつくっていくものなので、出来上がり形が分からないと方針が決められないというのはおかしいわけです。それは頭と尻尾が逆なので、そういった議論を何で学術会議がされるのかというのが私は理解できません。ここでやろうとしているのは、より良い役割、求められる機能を発揮するためには、どちらの組織形態がベターで親和性が高いですかということなので、出来上がり形を一つ一つ比べないと分からないということではないのだと思います。

結局、国でないと駄目な理由が明確にないということは、今のままじゃないといけないということでもなさそうなので、そうだとすれば、どういった形がよりよくなるか、具体的な検討をこれからしていくのがよろしいのかなと個人的には受け止めているところがございます。

もう一つ、今日頂いた資料1、それからおまけのエクセルの細かいもの、ざっと見た感じでは、既に説明していることか、あるいは今後一緒に検討しようと言っている論点を引き続き挙げてきているという感じがしますので、この懇談会の議論の方向性にそれほど影響を与えるものではないのかなと、事務局としては受け止めておりますが、いずれにしても、非常勤で忙しいとおっしゃっている先生方、週末使ってこんな資料を作っていただいたわけですから、事務局としても何らかの形でレスポンスするように努めたいと思っております。

以上が中間整理、中間報告についてです。

法人化の方針もよろしいですか。

○佐々木座長代理 引き続きお願いいたします。

○笹川室長 それでは、引き続きお付き合いいただいて、資料4を御覧ください。これは11月9日の懇談会に出した基本的な考え方をリバイスしたものでございます。前回同様、条文そのものではございませんので、まだ粗い部分、入っ

ていない部分は当然でございます。細かいことが全部入っていないではないかという趣旨の指摘がありました。それは当然でございます。

前文のところ、上から6行ほど大きな括弧に入っているのは、懇談会の方向性がまだ決まっていないから、議論中だからということでございます。この紙は法人化の場合の案ですので、法人化の方向性になったところで日の目を見るということでございます。

それから、前文の2番目のパラグラフですけれども、法人化ということでもし方向性を決めれば、その詳細については、科学の進歩と社会の変化が学術会議の活動・運営に自律的に反映されるとともに、国民の理解・信頼の確保に必要な透明性、自律的な組織に必要なガバナンスが担保されるという観点から、学術会議の意見、もちろんほかに必要な関係者がいらっしやればそれも含めて聴きながら、内閣において具体的な検討を進めていくということでございます。

この最後の部分は非常に重要でして、学術会議が懸念としておっしゃっていること、さっき光石会長が口頭でおっしゃったことは総会の声明とかなり近いことをおっしゃっているのです、そんなことかと思えますけれども、具体的には、柔軟で自律的な組織運営の保障、会員・会長選挙の自律性・独立性、今回の改革が学術会議の機能強化につながるべきこと、安定的な財政基盤確保、改革にかかるコストの勘案、関係者との継続的な協議ということ、これら全ては前文の最後のところで、我々も同じようなことを考えていることを明らかにしているということでございます。

ただ、念のため言っておきますけれども、今日の資料1の最後のところで、多分野の専門家の知見を生かし…慎重に進めていくとあります。こういったイメージをされているか分かりませんが、例えば、冗談っぽく聞こえたかもしれませんが、210人の人が集まって議論するというのは現実的ではありません。そこは担当する内閣府として現実的なやり方、仕組みを考えたいと思いますが、いずれにしても、この懇談会からもきちんと議論しろと言われておりますので、しっかり議論できるような仕組みにしたいと思っています。

資料4に戻りまして、使命・目的のところは、まず冒頭に書いていますとおり、学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関であることに変更はありません。例えば科学者の総意ではなくて、主権者である国民の総意に基づいてつくられるということとか、国民の福祉、我が国の発展に貢献するのだという目的をしっかりと明記したいということでございます。

それから、業務のところ、さっきも申し上げたとおり、科学的助言について、職務の内容を法人化によって法律上で狭めたり弱めたりする考えはなくて、ただ、法人という形になることによって、実態上いろいろと自由になって動きやすくだらうということでございます。科学的助言の機能について法人化で弱

めるつもりはないとは何度も言っています。

科学的助言以外の職務のところは、2ページ目の上のほうの(2)(3)、特に(2)のところ。今の条文だと、科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させることという非常に分かりにくい書き方をしていますので、この(2)ぐらいのイメージで分かりやすく書いたらどうかということです。恐らく法制局に行くと、このとおりにはないかと思えますけれども、こんなことをイメージしているのが分かるようにしたらいい。

それから、国際関係業務についても、大事だという割に条文に載っていないですから、これは書いたほうがいいでしょうということでございます。

ネットワークの中に国会とかメディアの関係も含まれているわけですが、先ほど来、何人かの先生がおっしゃっているので、ここでは繰り返しません。法人になったほうがやりやすいだろうということは間違いありません。

次に、会員選考のところ。ある意味、基本的な考え方は最初の3行でございまして、新たな学術会議は、優れた研究・業績がある科学者のうちから独立して会員を選考する。独立性・自律性を踏まえつつも、透明かつ厳正なプロセスで選考されるものとするということです。

大事なので二つ、三つ敷衍しますけれども、会員選考の自律性とか、先ほども話に出た内部規則の制定権が尊重されること、それは言うまでもないと思います。ただし、それが絶対かということとそういうことではなくて、この懇談会の中でも、例えば学術会議の活動・運営を担う会員の質は重要であって、組織の正統性のためにはそのプロセスの透明性が重要だとか、仲間内だけで選ばれているようではいけない。改革意欲のある人が選ばれる仕組みになっているのか。人文社会、生命科学、理学・工学、3分野の専攻分野から事実上枠のようになって変化が反映されないのではないか。そういった懸念がないように、例えば外国のような投票制をやってみたらどうかなど、いろいろな意見が出ております。これらは独立性とか自律性とは別の次元のことを言っているのだと思います。

立法者の責任とか国民の意思として、透明性の確保など国民の理解・信頼の確保のために必要な枠組みを制度的に担保するということは、非常に重要な職責を担う公的機関で、財源も税金だということであれば当然のことです。その上で自律的にどんどん活動していただきたい。何ら矛盾することではございません。

学術会議の声明の中に、たしか改革の要否及び内容は学術会議により自律的・独立的に決定されるべきものであると書いてありましたが、そういう面もあるかもしれませんが、改革の要否を自分が決めるって、普通そういうことではなくて、やはり国民がどう見るかということなのではないでしょう。学術会議が国民の総意の下に設立され、国民の福祉、我が国の発展に貢献する組織だとい

う認識をしっかりと持っていただければ、そのようにはなっていないかと思いません。

内部規則との関係も、もちろんなるべくそちらに譲っていく、それは私も個人的に賛成です。ただ、そのことと、法律に書いてなければ何をしてもいいとか、逆に言うと何もしなくていいとかそういう話ではないはずだし、必要なことを法律で書かないのは立法者の怠慢ということですから、しっかりと議論する必要があるかと思えます。細かいところはともかくとして、選考についてはそんなところではあります。

内部組織、ここはまさに大枠で法律を決めたら、あとは規則に譲るということだろうと思えます。何が大きいか、多分ここに書かれたことで尽きていないのかもしれませんが、よく考えながら議論していくということかと思えます。

ただ、法人の長について、2ページ目の下のところで少しだけ言及がありますけれども、懇談会の中間報告の中には、法人化によって質的にも量的にも学術会議の活動・運営は広がっていくので、リーダーシップを発揮しながらマネジメントをきちんとやっていくためには、これまで以上に慎重、丁寧なプロセスで選出してもいいのではないかという指摘が書いてあります。政府としても同じ考えです。もちろんこの辺りは、どう仕組むのかというのは、まさに今後考えていくということでございます。

財政基盤の部分は3ページ目の真ん中、ここは11月の紙から一切変えていません。学術会議は国民から求められる機能を適切に発揮しなければならないのだということで、国はそのために必要な財政支援は行うということを書いています。

これ以上繰り返しませんけれども、懇談会はむしろ応援団としてたくさんつけろと政府のほうに言っている立場でございます。事務局は若干立場は違うし、繰り返しですけれども、予算は毎年の査定になりますので、この段階で明確な約束はできませんけれども、そういったお気持ちは重々受け止めて考えていきたい。むしろ学術会議から具体的な提案をいただきましたということでございます。

最後はガバナンスですけれども、(1)と(2)(3)は少し違って、(1)は、法人化に伴って、業務やマネジメントが拡大し、重みも増えていくので、組織管理とか国民・社会との対話に知識・経験を有する外部の方が会長や執行部をサポートしてもらった方がいいだろうということで、運営助言委員会というようなものを置いたらどうですかと言っています。

(2)は監事を置くということ。法人化によって活動・運営の自由度が実質的にはさらに高まることになります。一方で、我が国を内外に学術的に代表する、そして費用は国費ということですから、第三者の目でしっかりと活動の適切さ

を確認していただくというのは重要なことだと思います。

(3)は外部評価の委員会で、同じ趣旨ですけれども、あらかじめ定められた基準に基づいて、求められる機能が適切に発揮されているかどうかという観点から、第三者によって事後的に妥当性について評価・検証が行われることというのは、透明性の向上、クオリティの確保、国民の理解・信頼という点から重要だろうと思っています。

さっきも瀧澤先生からお話が出ました外部評価委員会の評価、これは実はそんなに細かいところに目を光らしていたとは思っていなかった部分もあって、なるほどと思って聞いていました。ただ、制度設計をやっている私の立場からいうと、やはり普通の評価とは違って、あらかじめ例えば目標が決まっていなかったりとか、いろいろ違います。今までは学術会議はどちらかというとのんびりやっていたのでよかったかもしれませんが、この機会にしっかりやってほしいなと思うところでございます。

最後に一言、中期的な計画というのは当然評価の前提というか、法人としての活動の前提としてつくることになります。こういう話をすると、学術会議は独立性・自律性への介入だということをよく言われるわけですが、第三者による評価と独立性・自律性とは別な話だと思っております。気にされているのは評価の基準とか計画のつくり方の問題で、つくり方はまさにこれからみんな考えていけばいい。

中間報告にも書いてありますけれども、業務の改善は当然ですが、活動や運営について、会員の間での認識を共有するとか、国民・社会の理解あるいは対話という点、さらに言うと、必要な財源を政府や社会に求めていく、いろいろなメリットがあるわけですから、前向きにその計画を活用していただきたいと思う次第です。

政府の案は具体的な内容に乏しいとおっしゃっていますけれども、逆に、我々が決めて提案すると押し付けだという言い方になる。これからみんなを考えようと言っているわけで細かいことまで今決まっていなかったり、方針が決まらないというのは本当にナンセンスだと思います。方針をそろそろ明らかにして、みんな考えていくということだと思います。

以上でございます。

○佐々木座長代理 笹川室長、ありがとうございます。

日比谷副会長、どうぞ。

○日比谷副会長 笹川室長、御説明ありがとうございました。資料3、本日新たに加えたところということで、最初に6ページの会員選考のところの一番下で②のお話がありました。同じことが資料4でも会員選考の(4)に出てきているのですが、例えば、そのちょっと上にある投票制度を導入したらいいのでは

ないかというようなことは、確かにこの懇談会で複数の方から御意見があったと記憶しておりますけれども、新法人の出発点で新会員を選ぶときに、こういう特例的な方法を検討すべきであるというのは今日初めて入ってきて、懇談会でこのことは、私が忘れていたのかもしれませんが、あまり議論したという記憶がないのですが、そこはいかがでしょうか。

○笹川室長 そのとおりです。これまで、いろいろな方々、懇談会の先生もあれば、学術会議の先生方もいらっしゃる、それ以外の方もいらっしゃいます。いろいろな方々とお話ししていて、時々出てくる論点ではあったのです。それで、またこれをずっと出さないでいて最後に書くと後出しだと言われることもあり、取りあえず今回入れて、もしこれで不要だという御議論であれば落とそうということで入れさせていただいたわけです。だから、どういう形がいいとまで言っているわけではなくて、何か考えないといけないのではないですかという趣旨でございます。

○佐々木座長代理 日比谷副会長、どうぞ。

○日比谷副会長 ちょっと補足で伺いますが、今日これを事前にいただいております、これが加わったことにはすぐ私も気がつきまして、平成16年に日本学術会議法の一部を改正する法律ができましたときに、日本学術会議会員候補者選考委員に関する会議というのが黒川会長のときにできまして、合計6回にわたって会議を開き、大変にそうそうたる先生方が選考委員会の委員になっていらっしゃいますけれども、例えばこのようなことをお考えなのかというところが1点目。

それから2点目は、高い正統性を備えた移行のための特例的な方法とあるのですが、この高い正統性とはどんなことを意図していらっしゃるのかというのが2点目です。

○笹川室長 どちらも特に何をどうと明確に申し上げるようなものではないかと思えます。本当に「例えば」と言って何か例示すると、すぐそこでやろうとしているみたいな感じになるので中途半端な説明は控えたいと思えます。私が言っているのは、今の210人あるいは204人だけが選ぶという形ではうまくいかないのではないかということの問題提起して、その場合に、まさに例えばですけれども、何か特別の委員会でも設けたらどうですかということを行っているわけですけれども、議論の結果、現会員のコ・オペレーションでいいのだということになれば、それはそれで一つのやり方なのだろうと思えます。

それから、平成16年改正のとき、もちろん参考にはできるのかもしれませんが、ある意味、国の機関のままの変更と国の外に出る場合が少なくとも全く同じということはないのかなと思えますけれども、そこも全く同じでいいのだと誰か言うのであれば、それはそうなのかもしれません。したがって、何か特定

のことを念頭に置いてというよりは、いろいろみんなで考えたいということをお願いしております。

○佐々木座長代理 それでは、意見交換としたいと思います。

久間委員、お願いいたします。

○久間委員 会員選考について、選挙で投票するプロセスがないのは日本だけです。毎回でなくても良いと思いますが、例えば、20年か30年に1度、選挙で会員を選ぶ制度が良いと思います。通常はコ・オペレーション方式で選考しても、全く投票のプロセスがないと、会員選考の透明性も説明できないと思います。

○佐々木座長代理 光石会長、どうぞ。

○光石会長 先ほどの高い正統性を備えた特例的な選考方法を検討するということで、今の会員が次の会員を選ぶのではうまくいかないのではないかと説明がありましたが、その根拠はどういうところにあるのでしょうかというところが1つ。

投票制度といったときに、今の会員は例えば3年に1度選んでいるわけで、20年から30年に1度というその意味がもしあるのであれば、それはぜひともお聞かせいただければと思います。

予算について具体的な提案がなかったという発言がありましたが、これは様々な、この時期ということもあり具体的な提案をしていないということですので、別の要因もあるということをお願い申し上げます。

予算が毎年の査定ということになりますと、安定的な財源ということではなく、かなり不安定になるという気もいたします。

また、お伺いしたいのは、中期的な計画を策定するに当たってということが書かれていますが、この中期的というのは具体的にはどれくらいの期間を想定されているかということ、これも後で決めるのだという話かもしれませんが、一応参考のためにお伺いできればと思います。

○佐々木座長代理 お願いします。

○笹川室長 何かお二人とも高い正統性という言葉に妙に反応していますけれども、低い正統性でいいわけではないと思いますので、これは普通のことを書いているだけです。特段意味はありません。

それから、今の会員だけが選ぶのがうまくいかない理由というのは、論理的には、最初に申し上げたとおり、法人のミッションが変わるので、古いミッションの法人にいる人たち、古い法律で選ばれた方が新法人の会員を選ぶのはおかしいのではないかとことです。

それから、運用というのか、実態の上でも、1つの例ですけれども、仮に今の会員が新法人の会員にもなれるような形にするということだとすると、コ・オペレーションのやり方としては、いろいろ特例を設けてできなくはないのかも

しれませんけれども、うまくいかない。そういったことも含めて適切な方法を考えるべきであろうということを言っています。

それから、3年ごとの改選と20年、30年、ここは久間先生からも御意見ありましたが、私からもちょっと余計な口出しをさせていただきますと、要するに全体を見ながら議論しようとしているので、必要があれば任期を見直してもらえばいいし、別に3年で10回やっていって30年ごとにリセットと、それはそれで話としてはあるのかもしれませんが。そのぐらいで重点分野も変わっていくでしょうし、大栗先生が大分議論していましたが、どう見ても一部、二部、三部選考分科会からの推薦者と実際に会員になる人の数、硬直的とまで言うと失礼ですけれども、ほとんど毎回変わっていないわけですから、そういったことのリシャッフルも考えるのであれば、二、三十年に1回、何か違う仕組みを考えるのもあり得るということではないかと思います。絶対そうしろということではないですけれども、未来永劫手をつけちゃいけないということもないのだらうと思います。

それから、予算について、この時期だから具体的なことを言えなかったというのですけれども、それはよく分かりません。必要であれば言うしかないのだと思います。どの部局も、どんなに自分の部局が厳しい状況にあらうと、普通は頑張って予算要求をするわけです。

予算を毎年の査定で約束できないと私は言いました。だから安定しないとおっしゃいますけれども、それは国でも法人も同じことなので、むしろ法人になったほうがリスクヘッジをかけられるのではないかという話をしているのではないかと思います。

中期的という長さ、ここもある意味、今後決めていく話なのですけれども、とりあえずしゃべっているイメージとしては、春もお話ししましたが、今任期が6年間なのですから、6年くらいでいいのではないのでしょうか。5年でもいいけれども、任期と合わないのも変な感じはします。でも、そこは例えば任期を変更するならまた違うのかもしれませんが。

こうだと言っていることではなくて、こういうふうにしていったらどうかということを中心に申し上げているので、そこは、いやいや、それよりはこっちがいいというようなことがあれば、そういう議論をしていただければいいのかなと思います。

すみません。ありがとうございました。

○佐々木座長代理 では、久間委員、どうぞ。

○久間委員 会長の質問にお答えします。評価委員会で、毎年、学術会議の活動に対して高い評価を得られれば、学術会議の会員選考方式で良いと思います。しかし、評価が低い場合、選考方式に透明性がないと、評価委員会に対して選考

方式の正当性を説明できないと思います。そこで、例えば、20年か30年に1度、投票のプロセスを入れたらよいのではという意見です。

○佐々木座長代理 それでは、オンラインで御参加の相原先生、お願いいたします。

○相原委員 ありがとうございます。委員の先生方からは、もうほとんど私の考えていることを言っていたと思います。資料3の最後のページの3行、この懇談会としては、この3行に尽きると思います。「現状をベースとした改善に甘んじることなく、この機会に抜本的な改革を行い」というところがとても大事なところだと思います。

先ほど光石先生が状況を御説明されたときに、なぜコロナに関する提言ができなかったかといったら、任命問題で忙しくてコロナの問題について議論できなかったと。これはもうナショナル・アカデミーとしてはあってはならないことだと思っています。人の生命がかかって、社会のありようが大きく変わるといふ未曾有の大災害のときに、自分たちの任命問題があったから国に対して大事な提言ができなかったというような組織ではやはり困るので、それが今の体質なのでしたら、本当に現状をベースとした改善に甘んじることなくというか、抜本的につくり直していただかないことには役割を果たせないと思いました。

感想みたいなものですが、追加させていただきます。

以上です。

○佐々木座長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

光石会長、お願いします。

○光石会長 先ほど国にあったほうが良いという議論で、法人化した場合のデメリットは本当はないのかということをお申し上げしましたが、これについては今まであまり意見も出ていません。もちろん法人化したいというそちら側の要求からすると、そういう議論はしなくてよいということかもしれませんが、本当にそこは全くないのですかということについて、やはり意見を出して比べることが公平なやり方ではないかと思っておりますので、その点については指摘をしたいと思います。

○佐々木座長代理 笹川室長、お願いします。

○笹川室長 私だけが答える話でもないのですが、とりあえず事務局から。問題ないと思っています。ただし、何が難しいかという、まさに設計が難しいというか、よくやらないと、おっしゃっているような独立性・自律性が結果的に確保されなかったということでは話になりません。それ以外のところも全てそうだと思います。

ただ、そこを注意して、ある程度の時間、丁寧に設計をしてやっていけば、か

つ、我々と学术界が一緒になって、ここの懇談会の先生方が引き続きやってくださるのかどうか分かりませんが、いろいろな目で見ながら議論していけば、それはきっと今の制約がやたら多い国の形よりはよくなるのではないかと思います。

前にも言いましたけれども、4月に国のままで改革する案をつくりました。反対だということでお蔵入りになりましたが、つくりました。正直に言うと、なかなかあれはつくりにくかったということは申し上げたと思います。やはり法人のほうが自然なのです。そうはいてもケアしないと危ないから慎重に設計するということですが、どう考えても、活動、選考、その他の自由は法人のほうが明らかに上です。予算は基本的には国でいるのと法人でいるのとベースは一緒でしょう。外部資金が来る可能性が開けるだけいいのであって、変な人からもらわないようなルールさえしっかりつくっておけばいいだけの話なのではないでしょうか。

そういったもろもろ考えるべきこと、手当てすべきことはたくさんありますけれども、基本的に法人化で何かやばいことがあるからそれを隠しているのかと言われたら、そんなことはない。これで一緒に進めたいというふうになんか心から申し上げておきたいと思います。

○佐々木座長代理 ありがとうございます。

○岸座長 あえて言わないといけないとすれば、やはりメンタリティー的に、日本人、お上の国だから安心感があるのでしょうかね。それから、いざとなっても、やはり国にあると絶対潰れないという気もあるかもしれませんね。

ただ、財政的には今、学会の予算はもうこれ以上上げようがないぐらいひどい状況なので、これ以上悪くなることはないという言い方もあります。僕らは減っちゃったから大変だと思っているけれども、現状の人はあまりそう思っていないのかなという気もしているのです。いかがですか。だから、会員の精神的な面が大きいですね。

○光石会長 ありがとうございます。まさしく、例えば、そういうことを本当に皆さん考えられたことが一度でもありますかということをお願いしたいのです。

○岸座長 十分ありますよね。

○光石会長 やはりあると思います。ですから、そこを言わずにバラ色のほうばかりを挙げて、それで法人化のほうがいいという結論づけは、科学者としては（受け入れ難いです）。

○岸座長 それは先生もおっしゃっていた、国立大学法人と国の研究機関という2つ大きい法人化を我々は経験しているのです。国立大学法人はどちらかというと失敗ですね。国の研究機関、これは久間先生が今会長ですからお聞きいただきたいのですが、私も独法になった1期でNIMSに移ったのですが、

間違いなく成功というか、いい方向に行っていますね。ですから、みんな経験によってそこは違うなという気がしています。

だから、例は幾つもあるし、心配事がないわけでもないしというのは、あるのではないですか。

○光石会長 ぜひともそれを挙げていただければと思いますし、会員の多くは国立大学におりますので、法人化したがためにどうなったかということはよく見えていますので、そのトラウマはかなりあると思います。

○岸座長 あるでしょうね。特に地域の大学はひどい目に遭っていますよね。それは先生はあまり経験していないから幸せなのですけれども。

でも、学術会議に関しては、政府が間違をすることも多いですね。それを諫めるようなことをやる学術会議が政府の中にあるというのは、何とはなしにぴんとこないというのが私なんかは第一感ですね。

○光石会長 少なくとも過去の政府はそれを許容して、独立性のある助言をなさいという大きな度量があったと思いますが、何となくそこが今は危うい状況というように認識しております。

○岸座長 それは学術会議の仕事のやり方にもあるのです。学術会議もいいことをたくさんやっているのですよ。50年前ぐらいは研究所づくりが盛んなときにいい提案をしてどんどん研究所ができたり、それから、今はJSPSですか、科研費の審査員を選ぶとかです。そういう業務がなくなってから苦労しているというのも事実なのです。

○日比谷副会長 予算が逼迫しているということは、会員は日に日に感じております。例えば、声明を出した臨時総会を開くために予算がないので、臨時総会で旅費の要る人がいますよね。それも前泊しないで済むように開始時間を設定し、それから、私などは、中国・四国地区会議ですけど、島根大学で開催されるものに行って、冒頭副会長挨拶をする予定でしたが、出張するお金はありませんよと言われたので、それはキャンセルし、オンラインで御挨拶をしたというぐらいに逼迫しています。

今そういう財務の話が出たので、岸先生にぜひ伺いたいのは、時々、外部資金を得るとか対価を得る、私がお話ししたように制限がもちろんあると思いますが、基金をつくったらどうかという御意見もちらほら伺うのですが、そのことについて座長はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○岸座長 できるとすばらしいとは思っています。今、1,000億あると大体30億ぐらい入りますね。そういうものができればすばらしいとは思っています。難しいといえば難しいのでしょうけど努力したいですね。でも、やはり法人化して、全ての人が努力して、そういう方向の提案ができるような学術会議になりたというのが我々の願いでもあります。

○大塚内閣府審議官 内閣府の大塚でございます。

今、基金の御提案をいただきました。これは例えば、先ほど小幡先生から御意見をいただいた特別会計の話とか、そういうところの仕組みと性格的にある程度、根底では共通する部分がある。つまり、それは、今ここにいらっしゃる先生方の御専門の知見もさることながら、極めて行政実務的な、これまでのいろいろな制度との兼ね合いとか、それがどの程度できるのか、できないのか、できるとしてもどの程度の例外度が高いものなのか、まずそういったことをきちんと整理した上で、そして、この場に御提案を申し上げた上で、さて、先生方のそういう高い見地からどうあるべきかと。

物事の少なからぬ部分が恐らくそういうプロセスで議論されてしかるべきだろうと思っておりますので、そういう意味では、今日、特別会計について小幡先生から御発言いただいたのはとてもよかったと思っておりますし、むしろ逆に、先生方のほうで、そういうことについて提案をされる前に、例えば事務局のほうにもう少しそういうことをきちんと振っていただければ、それなりの知見を整理して、恐らく材料を先生方に提供できる。少なくとも今の事務局の人間はそうだろうと思っておりますので、今後の制度設計の中で御提案をいただく際には、かなりの部分が行政実務的ないろいろな制度の裏づけで議論されるべきものだということを、ぜひこの際、御認識いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○佐々木座長代理 笹川室長、お願いいたします。

○笹川室長 基金については多分そういうことなのかなと思って聞いていました。

私からは1つ、最後に確認でございます。途中で申し上げたとおり、今回学術会議からいただいた資料1とおまけについて、ある程度、何らかの形で事務局からの回答というか整理した形でまとめたいと思っております。

一方で、国でないといけない理由というのは結局聞かせていただけなかったということでよろしいかと思えます。岸先生は優しいので水を向けてくださっていましたがけれども、要するに、あるとしたら、お上の国だから何となく国のほうが居心地がいいということのようでございますけれども、それだけで主張するのかというのは違う話なのだろうと思えます。国立大学が苦勞しているという話、これはだからこそ予算面も含めてしっかり制度化しようということを我々は言っているということでございます。

最後に出てきたのが、そういう文化、カルチャーがありますみたいな話だとすると、さっき相原先生からもお話がありました、そういうところにしがみついて国にいるという話ではなくて、もっとメンタリティーを変えて、どんどん改革していくような組織に生まれ変わっていただいたほうがいい。永田先生も

これはあえて反論されていないのでしょうかけれども、国の下にいるなんて学者として嫌だと前におっしゃってましたので、やはりそういう発想で政府に対して厳しいことを言うていただくのが一番よろしいのではないかと思います。

以上です。

○佐々木座長代理 光石会長、どうぞ。

○光石会長 デメリットについて、国にいることのメリットはないというように言われていますが、法人化することのデメリットは、先ほどの精神的なもの以外にも、(多くを)法定しようとしているとか、会員選考、会長選出の独立性・自律性を低下する懸念があるといったようなことは、今日も何回も申し上げていますので、そこは全くないということではないと思います。

もう一つは、今日この「法人化に向けて(案)」の資料4が出ていますが、これについて全面的に同意したということではもちろんなくて、特に会員選考の(3)(4)というところが、(3)のほうは米印で小さく書いてありましたが、ある意味では突然出てきていて、この機にどっと入ってきたというイメージなので、特にこういうところも含めて、こういうのは一案とは思いますが、これに完全に賛成しているということではないということは申し上げておきたいと思います。

○笹川室長 (3)(4)というのはどこですか。ごめんなさい。もう一回お願いします。

○光石会長 資料4の会員選考の(3)(4)です。会員の任期、定年、定員の在り方について「検討する」ですから、これから検討するというようにお答えされるのではないかと思います。ここについてはかなりの議論が必要ですし、お互いに相反するようなものもあります。継続性、一方刷新という意味で、そういうことも含めて「在り方」かもしれませんが、十分に検討するという事とは思いますが、念のために申し上げておきたいと思います。(4)については今まであまり議論も出ていませんが、今回ここで資料3と4で入ってきたということも念のために指摘しておきたいと思います。

○笹川室長 最後に一言。(3)は初めて出てきたというよりは、いろいろ分けて書いていたのをくっつけたのではないのかな。前からこの趣旨は入っていたと思います。いずれにしても、例えばコ・オペレーションが短い任期ではうまくいかないということを懇談会でも言われていたので、その辺との関連で言っているわけですから、急に任期をどうしようと思って思いついて入れたということではありません。もちろん、人材の硬直化みたいな話とある意味裏腹になってくるので、十分な検討が要るだろうと、そこはそのとおりでございます。

それから(4)は、具体的にどうするかは別として、やはり今の人が選ぶのはおかしいでしょうと、そこはおかしくないと思うのですかということでございます。

ます。いずれにしても、今後検討ということがございますので、こういう検討もしていくのだということの方針の中に入れてようとしているということで御認識いただければと思います。いろいろありがとうございました。

○佐々木座長代理 それでは、皆様、本日も活発な御議論をどうもありがとうございました。

本日の議題は以上となります。

最後に3点御連絡させていただきます。

1点目ですけれども、本日の懇談会の議事録につきましては、運営要領に従って、速記が整い次第、本日御出席いただいた皆様に御自身の御発言部分について御確認いただき、御了解をいただいた後に、速やかに公表をさせていただきます。お忙しい中、お手数をおかけいたしますけれども、速やかな議事録公表のため、御協力のほどお願いいたします。

2点目ですけれども、この後、座長、課長代理、事務局より、本日の概要について記者ブリーフィングを実施予定でございますので、事前に御連絡をさせていただきます。

3点目ですが、次回の懇談会の日程につきましては、改めて事務局より御連絡をさせていただきます。

私からは以上となります。

最後は岸座長にお願いできればと思います。

○岸座長 本日もお忙しい中、ありがとうございました。学術会議側から協議不十分とは言われているのですけれども、今日は十分できたと私自身は感じているところです。

本日は、学術会議より、前回の論点整理に対する御意見をいただきました。これは制度設計の際にさらに検討しなければならない点を御指摘いただいたものであり、仮に法人化ということになれば、学術会議が心配しなくてもよいように政府と引き続き協議しながら進めればよいというこの懇談会のスタンスと齟齬があるものではないと考えております。

また、前回私からお願いした、デメリットの克服の重要性も含めて、学術会議が国の機関のままでなければいけない理由について、残念ながら十分に納得できるものをお示ししていただけなかったというのが、この懇談会の今回の受け止めではないかという言い方もできるかと思えます。

幾つかの論点なのですが、今日はもうお話しできたという気もしておりますが、国の機関のままでも不都合はないという主張については、この懇談会としては、現在の学術会議の活動のレベルは、自民党PTによる指摘を含めて、十分に発揮できているとは言えない状態だと考えており、いい仕事もたくさんやっているということは先ほども申し上げましたが、国会など行政以外とより連携す

ることや、メディアと共同で事業を行って国民への語りかけを行うこと、外国人を会員に登用することなど、十分考えられることがたくさんあるのではないかと考えている次第です。

それから、法人化することで独立性や財政基盤が確保されないおそれがあるという主張については、法人化する案の具体的な制度設計に当たっては、学会の意見も聞きながら、そのようなことがないようにしていければよいと考えている次第です。ですから、やはり学会と政府の詳細設計というのは、今後非常に重要になってきます。

予算についても学会から具体的な提案があれば、懇談会としても応援するということは、これまでも申し上げているとおりです。

行政コストが高いということ。これはしかし、いい方向に行くのなら、ある程度資金を投入しても、今は努力をすべきことだと考えている次第です。

以上のような感想を述べましたが、この懇談会としては、これまで学会の意見を聞きながら、十分に議論してきたと考えております。ここは若干、学会側の意識と齟齬があるのですが、本日の学会の意見も踏まえながら、次回はそろそろ取りまとめを行う方向で議論したいと思っております。

今日、私もお聞きしたのですが、機能と組織形態について提言するというのがこの有識者懇談会の役目なので、そちらの取りまとめにできるだけ早く移る方向で行きたいということをお願いしているところです。

事務局には、本日学会から提出いただいた御意見、特にエクセルに書かれている細かい御指摘については、しっかり検討いただいて、必要なものについては次回までに資料に反映させてもらえたらと思います。非常に急ぐ仕事になったと考えている次第です。

最後になりますが、国のままでなければいけない理由、必要な予算の見積もり、法人の制定設計に当たっての心配事などをこの懇談会に出していただいて、一緒に考えていこうということをずっと申し上げてきたわけですから、学会が声明で言っているような協議不十分にならないように、ぜひ持っていきたいと考えています。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しいところを誠にありがとうございました。

では、また次回、よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。